

令和6年度 ネーミングライツパートナー募集要項

令和6年4月

奄美市 産業建設課

1. 募集する対象施設

「内海公園自由広場」施設について、ネーミングライツパートナーの募集を行います。

2. ネーミングライツパートナーのメリット

(1) 愛称の普及

愛称を本市の印刷物、ホームページ等で周知し、広く愛称の普及、定着に努めます。

(2) 看板等の設置

施設内に愛称の看板を設置することができます。

※看板の設置場所等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

3. 愛称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

(1) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。

(2) 「内海公園自由広場」施設においては、愛称に「内海」を含めることを条件とします。

(3) 原則として、契約期間内の愛称変更はできないものとします。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツパートナーとで協議の上、その可否を決定するものとします。

(4) 使用することができない愛称

- ①市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- ②政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- ③公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ④法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑤その他市長が特に適当でないと認めたもの

4. 申し込み資格

応募できる法人等は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体とします。ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募できないこととします。なお、各施設の応募資格には、施設の性格等に応じて、規制する業種等を追加することもあります。

(1) 法人（法人でない事業者等にあつては、構成員に法人がいる場合の当該法人も含む。）の事業者等にあつては、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの

(2) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けているもの

- (3) 市税等（国税、県税を含む。）を滞納しているもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行うもの
- (7) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- (8) 政治性又は宗教性のあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、命名権者として適当でないと市長が認めるもの

5. 応募手続きとスケジュール

(1) 公募要項の配布

配布場所：奄美市役所名瀬総合支所4階 総務部プロジェクト推進課

奄美市役所住用総合支所3階 産業建設課

配布期間：令和6年4月22日～令和6年5月10日

(2) 質問の受付と回答

① 質問の受付

今回の募集に関して確認したい事項がある場合は、質問書（様式5）に必要事項を記入の上、下記メールアドレスへ送付ください。

受付期間：令和6年4月22日～令和6年4月30日

メールアドレス：ssangyo@city.amami.lg.jp

② 質問の回答

頂いた内容について個別にメールにて回答します

回答期間：令和6年4月22日～令和6年5月2日

(3) 申請受付

受付期間：令和6年4月22日～令和6年5月10日

提出先：〒894-1202 鹿児島県奄美市住用町大字西仲間111

奄美市役所住用総合支所3階 産業建設課

必要書類：

- ① 奄美市ネーミングライツ事業申込書（様式1）
- ② 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
- ③ 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ④ 当該法人の登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ⑤ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類

- ⑥ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
- ⑦ 奄美市税の滞納がないことの証明書

※申込書類は、申込日現在で作成してください。③、④及び⑦については、申込日前3か月以内に発行されたものを提出してください。

※提出部数は1部です。持参又は郵送（受付期間必着のこと。）により提出ください。申込に係る費用は、申込者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。

(4) 審査

奄美市ネーミングライツ審査委員会にて、(3)の提出書類を基に、応募資格、愛称名、契約期間、申込金額、企画書等の内容を総合的に審査し、市と契約に係る交渉をする者（以下「優先交渉者」という。）を決定し、結果通知書（第2号様式）により通知します。なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、本市が適当でないと思われる場合には、優先交渉権者として選定しないことがあります。

開催日：令和6年5月中旬

審査項目：

① 愛称

当該施設にふさわしいか、市民に親しまれるものか、呼びやすくわかりやすいかなど

② 提案額

他団体の提案額との比較、希望金額との比較など

③ 契約期間

期間の長さなど

④ 施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）

提案があるか、実現可能性が高いものか、施設の魅力向上に資するものかなど
なお、本項目は提案がなくても構いませんが、積極的な提案を期待します。

⑤ 法人等の経営状況

経営状況の健全性など

⑥ 本市や社会への貢献度

本市や社会への貢献の実績があるか

⑦ その他審査に必要な事項

施設ごとに独自の項目を設けることができます。

(5) 優先交渉者との協議と契約

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議し、協議が整った場合、契約を締結します。なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

※希望金額

各施設のネーミングライツ料の希望金額は、原則として類似都市、施設利用者数、広報媒

体への露出状況等を勘案して算定します。

※ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツにより本市が得た対価は、基本的に特定財源として、その施設の管理・運営に役立っています。

※ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に、本市が発行する納付書により4月末日までに一括してお支払いただくことを基本とします。

6. ネーミングライツ付与の期間

市が指定するときから原則として3年以上5年以内とし、施設の特性等に応じて決定するものとします。ただし、指定管理者制度の導入施設は、指定期間を考慮し適切な期間を設定できるものとします。

7. 愛称命名に係る費用の分担

費用負担は、次表のとおりとします。(ネーミングライツ料とは別)

費用・負担	市	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料(対象施設ごとに目安となる額を決定する)		○
看板の新設、変更及び契約終了時の原状回復		○
愛称又は愛称表示による第三者への損害に伴う負担		○
市が作成する印刷物及びホームページの表示変更	○	

※1 敷地外や新規の看板設置等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

8. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等により、対象施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約を解除できるものとし、その場合における原状回復に必要な費用はパートナーの負担とします。なお、契約の解除に伴い、パートナーに損害が発生した場合であっても、市はその責任を負わないものとします。

また、契約期間満了に伴う原状回復に必要な費用も上記と同様に、ネーミングライツパートナーの負担とします。

9. 契約の更新

ネーミングライツパートナーに対して契約更新の意思確認を、契約期間終了日1年前までに行うこととし、ネーミングライツパートナーは、契約更新に際して、優先的に交渉することができるものとします。

10. リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

1 1. 秘密の保持

法人等からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。

【本件に係る問合せ先】

奄美市役所住用総合支所 産業建設課 産業振興係

所在地：〒894-1201 鹿児島県奄美市名瀬住用町大字西仲間 111

TEL：0997-69-2111（内線:2401）

FAX：0997-69-2701

E-mail：ssangyo@city.amami.lg.jp